

令和7年度

農業機械安全性検査等申込み案内

令和7年4月 (Ver.1.1)

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門

はじめに

この申込み案内は、令和7年度に国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構）農業機械研究部門（以下、農機研）が、農研機構法に基づいて実施する「農業機械安全性検査」、「農業機械一般性能試験」及び「O E C Dテスト」のほか、道路運送車両法等に基づく「農耕作業用自動車等機能確認」について、それぞれ申込み手続き等を解説したものです。

このうち、農業機械安全性検査については、令和7年度から、①検査対象機種の変更、②新たな安全装備基準（「2025年基準及び解説」及び「2027年基準及び解説」）の導入とこれに伴う「同一型式・別型式判定要領」の変更、③通常製造された市販機での受検のほか、市販機と同等の装備・機能を有する市販化前製造機への受検対象の拡大、④安全性段階評価の廃止、⑤書面審査の適用範囲拡大、⑥構造変更に係る手続き等の簡略化、⑦安全キャブ・フレーム検査の企業内実施導入、⑧安全性検査証票の変更、⑨ロボット・自動化農機検査の「同一型式・別型式判定要領」の新設、等の制度改正を行います。

今年度に安全性検査等の受検を希望される方は、この案内書をよくお読みになり、各検査・試験方法の内容をご理解の上、手続きされるようお願いいたします。

目 次

はじめに

I	安全性検査について	p 1
1)	検査の種類と対象機種	p 1
2)	検査申込受付期間	p 2
3)	検査申込手続き	p 2
4)	実施日程の通知	p 7
5)	検査の実施場所	p 7
6)	供試機の搬入、搬出等	p 7
7)	検査結果の取扱いと安全性検査証票の貼付	p 8
8)	事後調査	p 8
9)	同一型式・別型式の取扱い	p 9
10)	構造変更届の取扱い	p 9
11)	その他必要な変更届出	p 14
II	一般性能試験について	p 27
III	OECDテストについて	p 31
IV	農耕作業用自動車等機能確認について	p 37
V	検査等の相談窓口	p 41

I 安全性検査について

安全性検査は、依頼に基づいて実施する任意の検査であり、農業機械の型式についての検査と事後調査（安全性検査に合格した農業機械が事後においても検査に合格した際の性能が維持されていることを確認する調査）とで構成されます。

型式は、構造、性能等に関する基本的設計を一にする一群の機械の型をいいます。安全性はその農業機械の具備すべき要件の一つであるとともに、その農業機械の目的や用途に応じて有する基本構造、基本性能に加え、取扱性や耐久性等といった諸性能とも相互に密接に係わっています。従って、安全性検査においては、安全性のみならず、これらの性能が異なると判断される場合は、別型式として扱います。

安全性検査は、この型式の同一性を前提として行います。検査では、原則として通常製造されたもののうちから抽出された市販機を一台供試しますが、市販機と同等の装備・機能を有する市販化前製造機でも受検いただけます。ただし、検査の過程や検査後に設計変更があり得る試作機や検査のために特別に調整された機械は対象になりません。一般的には、量産初期の生産品が供試されることとなりますが、市販化前製造機を供試する場合においても、安全性が市販機と同等、具体的には、安全装備検査においては、安全装備確認項目に係る部分が、安全キャブ・フレーム検査においては、安全キャブ又は安全フレームの構造及び架装方法、主要部材の材質が、ロボット・自動化農機検査においては、ロボット・自動化農機に必要な装備・各種機能がそれぞれ市販機と同等と見なし得るものを前提とします。

1) 検査の種類と対象機種

令和7年度は、次の3種類の検査を行います。

① 安全装備検査

農用トラクター（乗用型）、農用トラクター（歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型）を対象とし、各機種に定めた安全装備検査 2025 年基準及び解説、又は安全装備検査 2027 年基準及び解説に基づいて安全装備について検査します。安全性検査では、安全装備検査の受検が必須となります。なお、農用トラクター（歩行型）においては、車軸耕うんロータリを、乾燥機（穀物用循環型）においては、作業主任者を必要とする乾燥設備をそれぞれ安全性検査の対象としません。

② 安全キャブ・フレーム検査

農用トラクター（乗用型）に装備される運転者を防護する装置を対象に、農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム検査の主要な実施方法及び基準に基づいて防護装置の強度や安全空間が確保できるか等について検査します。農用トラクタ

ー（乗用型）は、上記①の安全装備検査において、基準「検査に合格した安全キャブ・フレームが装着されていること。」に適合する必要がありますので、安全キャブ・フレーム検査の受検も併せて必要となります。

③ ロボット・自動化農機検査

農用トラクター（乗用型）、田植機（乗用型）及びコンバイン（自脱型）を対象に、自動化農機用、ロボット農機（トラクター）用、ロボット農機（田植機）用、ロボット農機（コンバイン）用にそれぞれ定めたロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準に基づいてロボット農機や自動化農機の先進的な機械・装置の安全性等について検査します。使用者がほ場内やほ場周辺から監視しながら無人でほ場内を自動運転させる、又はほ場内で使用する自動操舵機能を有する〔運転者の乗車が必要〕農用トラクター（乗用型）、田植機（乗用型）及びコンバイン（自脱型）は、上記①の安全装備検査の基準「ロボット・自動化農機検査ーロボット農機（トラクター）用ー、ロボット・自動化農機検査ーロボット農機（田植機）用ー、ロボット・自動化農機検査ーロボット農機（コンバイン）用ー、又はロボット・自動化農機検査ー自動化農機用ーに合格していること」に適合する必要がありますので、ロボット・自動化農機検査の受検も併せて必要となります。

2) 検査申込受付期間

前記の①～③の検査は、いずれも下記の期間で、常時、受け付けます。

令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）まで

3) 検査申込手続き

検査の申し込みの手続きは、次の(1)～(5)のとおりです。また、試験省略を申請する場合の手続きは(6)となります。

(1) 検査依頼書

様式 I-1（16 頁）及び様式 I-2（17 頁）に従って作成の上、それぞれ 1 通提出してください。

安全装備検査を申請する場合は、「安全装備検査 2025 年基準」、「安全装備検査 2027 年基準」のいずれか一つを選択して希望する基準を明記してください。

申請手続きにおいては、申請書及び届出書の押印を省略できます。省略を希望される場合は、依頼者側の押印規程又は代表者の通達等、押印廃止を証明する文書を事前にご提出いただきますのであらかじめご相談願います。なお、押印の省略願

(https://www.naro.go.jp/iam/contents/test/docx/kensa_negai.docx) は、一度の申請手続きで安全性検査のほか、一般性能試験、O E C D テスト及び農耕作業用自動車等機能確認の各申込みに共通して適用いたします。

(2) 検査依頼書に添付する書類

検査依頼の際には、検査依頼書、構造調査表（安全装備検査においては、安全性検査依頼書添付資料）、図面、取扱説明書（**諸元表に安全性検査合格番号の項目欄を設けたもの**）、カタログ（**諸元表に安全性検査合格番号の項目欄及び安全性検査合格証票の掲載位置を、表又は裏表紙に安全性検査合格証票の掲載位置を設けたもの**）、公表用の供試機写真〔(6) 試験省略措置（4頁）に記載の安全性検査を受検した型式と同等の構造・装備を有する型式は、CAD図等でも可〕、税込表記の標準小売（予定）価格表及び年間生産（販売）予定台数表等が必要です。詳細については事前に検査等相談窓口の担当者（41頁）までお問い合わせください。

市販化前製造機での受検を依頼する際は、検査依頼書に受検型式の市販時期、合格後の農研機構ホームページ公表可能時期を記載してください。これらの時期が未定の場合は、市販機で受検していただきます。構造調査表（安全装備検査においては、安全性検査依頼書添付資料）については、市販化前製造機の構造調査表を提出してください。取扱説明書については、安全のポイント、安全標識・貼付位置等安全に係る部分のみの提出でもかまいません。なお、市販化された段階で市販機の構造調査表（安全装備検査においては、安全性検査依頼書添付資料）〔安全性検査受検の代表型式と同等の構造・装備を有する型式は提出しなくてもかまいません〕、取扱説明書（完成版）、カタログ、公表用の供試機写真をそれぞれ提出していただきます。

検査依頼書で申請される安全装備検査型式名は、安全性検査認証型式として扱いますので、機体に貼付される銘板の「型式名」と同一としてください。安全性検査依頼書添付資料の供試機4面写真〔(6) 試験省略措置（4頁）に記載の安全性検査受検の代表型式と同等の構造・装備を有する型式はCAD図等の4面図に代えることができます。また、タイヤ違いや色・装飾等のデザイン違いなどの仕様については写真を省略することができます。〕のあとに銘板の写真を掲載してください（安全キャブ・フレーム検査では、構造調査表の最終頁等に銘板の写真を掲載してください）。

(3) 申込書類の提出先

前記(1)、(2)の書類を検査実施日の3週間前までに以下の宛先に提出してください。

押印省略願いを提出済みの場合は、検査依頼書等書類一式を電子ファイルで提出できます。それ以外の場合は、封筒の表に「**検査依頼書在中**」と**朱書**して検査依頼書を郵送してください（なお、その場合も依頼書以外の書類は電子ファイルで提出できません）。

【宛先】〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門
(略称：農研機構 農機研)

安全検査部 検査等相談窓口の担当者（41頁） あて

E-mail: iam_kensa@ml.affrc.go.jp

(4) 検査申込みの受理と受託契約

依頼書を受理した後、依頼者に受理通知をするとともに受託契約を締結します。

(5) 検査に要する経費の納入

受託契約の締結後、検査手数料を指定期日までに銀行振込により納入してください。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店

普通預金口座 1333000

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を**安全検査部 検査等相談窓口の担当者（41 頁）**あて（iam_kensa@ml.affrc.go.jp）にメール又は郵送してください。

(6) 試験省略措置について

依頼者は、安全性検査を依頼しようとする農業機械が次の一～七に掲げるものであって、農機研が認める場合には、安全性検査のために行う試験の一部を省略する措置を受けることができます。

- 一 安全性検査を受けたもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有する農業機械
- 二 農用トラクターOEC D標準テストコードに基づくテストを受けた農業機械
- 三 ASABE安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けた農業機械
- 四 EC指令安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けた農業機械
- 五 農業機械一般性能試験実施規程（30規程第168号）に定める農業機械一般性能試験を受けた農業機械
- 六 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づき試験成績書を作成し、提出している農業機械
- 七 農業機械関連業務技術指導実施規程（15規程第72号）第2条に規定する技術指導を受けた農業機械

試験省略措置を希望する依頼者は、検査依頼を行う際に、安全性検査試験省略確認依頼書（様式I-3・18頁）を1通提出してください。

試験の省略の場合は、基になる型式と省略希望型式の試験に係わる構造の対照表（必要に応じて図面も添付）を添付してください。

安全性検査を受けたもの（代表型式）と同等の構造・装備を有する型式（省略型式）による省略の場合は、代表型式と省略型式の相違点についての対照表（様式I-4・19頁、必要に応じて写真や図を添付）を添付してください。

また、OEM機受検の試験省略を希望する場合、一定の条件を満たしたOEM機で

あることが確認されれば、依頼者が指定する原型式（親機）又はOEM機のどちらかの型式で検査を実施し、他の型式は書類審査として実機の提示及び構造調査を省略することができます。なお、一定の条件とは、色、装飾、ボンネット等（安全キャブ・フレームでは、安全域の確保に関係しない部材）のデザイン、営業上の名称及び銘板を除いて、その他の構造が全く同一であること、安全標識や取扱説明書についても編集方式等の違い以外は同一であることとします。検査申込の際に、安全性検査試験省略確認依頼書（様式I-3・18頁）を1通提出するほかに、以下の資料を提出してください。

- ・上記の要件を満たした原型式（親機）、OEM機であることを証明する書類
- ・原型式（親機）とOEM機の相違点についての対照表
- ・構造調査表（安全装備検査においては、安全性検査依頼書添付資料）、取扱説明書、カタログ、写真

■農用トラクター（乗用型）安全装備検査新規受検時の安全キャブ・フレーム検査の試験省略について

安全性検査に合格したもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有する安全キャブ・フレームであって下記の「検査基準に係る変更」がない場合は、試験省略確認依頼時に別添書面にその旨を記載して提出し、所定の審査を経て、実機での構造確認を省略することができます。

「検査基準に係る変更」とは、下記のとおりです。

- ・既合格安全キャブ・フレームの基準質量を超過する、又はそのおそれがあると判断した変更
- ・安全キャブ・フレーム強度に影響を生じると判断された変更
- ・座席の型式、形状、サスペンション方式、調整ストローク、取付部の形状等座席基準点（SIP、SRP）又は安全域に影響を与えると判断された変更
- ・安全域への侵入又は安全域の突出の可能性が生じると判断された変更
- ・その他、上記に準じると判断された変更

(7) 検査手数料

令和7年度の検査手数料（消費税を含む）は、以下のとおりです。

① 安全装備検査

●基本経費

（農機研実施）	215,600 円
（企業内実施）	205,700 円

書類審査のみ

（安全性検査受検型式又は合格型式と同等の構造・装備を有する型式）

81,400 円

②安全キャブ・フレーム検査

●農用トラクター（乗用型）用

コードⅠ（大型トラクター）（農機研実施）	808,500 円
コードⅠ（大型トラクター）（企業内実施）	603,900 円
コードⅡ（大型トラクター：狭輪距）（農機研実施）	808,500 円
コードⅡ（大型トラクター：狭輪距）（企業内実施）	603,900 円
コードⅢ（小型トラクター）（農機研実施）	671,000 円
コードⅢ（小型トラクター）（企業内実施）	473,000 円
コードⅣ（フルクローラトラクター）（農機研実施）	726,000 円
コードⅣ（フルクローラトラクター）（企業内実施）	521,400 円
書類審査のみ（構造変更を伴う追加装着等）	12,100 円

③ロボット・自動化農機検査

●自動化農機

（選択試験なし・農機研実施）	324,500 円
（選択試験あり・農機研実施）	352,000 円
（選択試験なし・企業内実施）	284,900 円
（選択試験あり・企業内実施）	312,400 円

●ロボットトラクター

（選択試験なし・農機研実施）	548,900 円
（選択試験あり・農機研実施）	575,300 円
（選択試験なし・企業内実施）	509,300 円
（選択試験あり・企業内実施）	536,800 円

●ロボット田植機

（選択試験なし・農機研実施）	547,800 円
（選択試験あり・農機研実施）	575,300 円
（選択試験なし・企業内実施）	509,300 円
（選択試験あり・企業内実施）	536,800 円

●ロボットコンバイン

[人・障害物検出機能確認試験にて検出体「ISO18497:2018」を使用する場合]

（選択試験なし・農機研実施）	548,900 円
（選択試験あり・農機研実施）	575,300 円
（選択試験なし・企業内実施）	509,300 円
（選択試験あり・企業内実施）	536,800 円

[人・障害物検出機能確認試験にて検出体「ISO19206-2:2018（成人ターゲット）」を使用する場合]

（選択試験なし・農機研実施）	553,300 円
（選択試験あり・農機研実施）	580,800 円

(選択試験なし・企業内実施)	513,700 円
(選択試験あり・企業内実施)	541,200 円

④平成 29 (2017) 年度までの安全キャブ・フレーム型式検査合格機の
安全性検査への基準適合性審査 (書類審査) 12,100 円

⑤安全性検査合格機の安全性検査構造変更に係る審査 (書類審査)

- 基本経費 12,100 円
- (安全性検査合格型式と同等の構造・装備を有する型式) 0 円

なお、試験省略の場合は、省略内容に応じて減額します。
また、出張検査の場合は、上記のほかに出張に係る経費として農研機構の旅費規程に基づいて計算した額を加算します。

4) 実施日程の通知

検査の実施日時は、検査担当者と依頼者との協議により決定し、受託契約締結時に正式に通知します。なお、農機研の休日の業務は休みとさせていただきますので、ご了承ください。

5) 検査の実施場所

検査は、農機研で実施するほか、各企業内 (原則として各企業の工場) 又は施設や設備の整った指定場所においても出張して行います。

なお、複数機種 of 検査を依頼される場合は、できるだけ一括して実施できるように社内で調整してください。

6) 供試機の搬入、搬出等

農機研で実施する場合、午前 8 時 30 分まで開門しませんので、原則としてそれ以後に搬入していただくことになります。それより早い時間帯や検査実施日より前に到着する場合は、事前に検査等相談窓口の担当者 (41 頁) にご相談ください。大型車両の入退場は、北側通用門 (陸上自衛隊側) のみとなりますのでご注意ください。

検査時に搬入、提出していただくものは、次のとおりです。

なお、搬入、搬出に必要な経費は、依頼者側で負担していただきます。

●検査時に搬入、提出していただくもの

型式ごとに次のものの搬入、提出をお願いします。OEM機の場合や代表型式で安全装備の確認ができる場合などは、実機確認を省略できますので、詳しくは検査等相談窓口の担当者 (41 頁) にお問合せください。

安全装備検査の「安全装備検査 2025 年基準及び解説」又は「安全装備検査 2027 年基準及び解説」の規定要求事項「取扱性」においては、騒音、振動、レバー類の操作力

等を確認します。このため、供試機は、燃料、潤滑油等を入れて運転できる状態にして搬入してください。

・全機種共通

(1) 本機 1台

(2) 同一型式扱いができ、且つ同一型式扱いを希望するオプション、アタッチメント、機関等 1式

(3) 上記の着脱交換に必要な工具類（特殊工具を含む） 1式

(注) 1. 供試機の搬入や組立てのために農機研のフォークリフト、天井クレーン等を使用する場合は有資格者に限ります。

●供試機の搬出

供試機は、検査終了後、検査担当者の指示に従って搬出してください。

7) 検査結果の取扱いと安全性検査証票の貼付

検査は、その種類ごとに定めた試験方法、申請時に選択した「安全装備検査 2025 年基準」又は「安全装備検査 2027 年基準」の規定要求事項に従って実施し、各基準に適合するものを合格とします。検査の実施後、依頼者へ合格又は不合格を通知するとともに、合格に係わる農業機械の型式名、検査成績の概要、合格番号及び依頼者の氏名又は名称については、農研機構のウェブサイト等で公表します。

なお、平成 30 年度から令和 6 年度までの間に安全性検査（安全装備検査を 2018 年基準又は 2019 年基準で受検）に合格した型式の農研機構ウェブサイト公表については、令和 9 年度末までとします。

また、合格の通知を受けた依頼者は、安全性検査に合格したことを示す証票（安全性検査証票・様式 I-5・20 頁）を適合している「安全装備検査 2025 年基準」又は「安全装備検査 2027 年基準」に応じて機体に貼付することができます。安全性検査証票の電子データ提供については、農業機械研究部門研究推進部研究推進室広報チーム (iam-koho@ml.affrc.go.jp) までお問い合わせ下さい。

安全性検査証票には、型式名、製造番号、安全性検査合格番号等の追記情報を記載することができません。このため、農業機械の表示に関する公正競争規約で定めている、機種名又は商品名、型式（本検査においては安全装備検査認証型式名）及び仕様別区分、製造番号等が明確にわかるよう機体に銘板を表示してください。

8) 事後調査

農機研が必要と認める場合には、安全性検査に合格した型式、具体的には市販化前製造機で受検した型式、書面審査により実機確認を省略した型式、実機確認せずに構造変更した型式等を主な対象として、農研機構の経費にて、随時、事後調査を行いますのでご協力をお願いいたします。事後調査の結果、農業機械の性能等が検査基準を満たさないと判断されるときは、安全性検査の合格の決定を取り消す場合があります。

9) 同一型式・別型式の取扱い

ある型式に対し、搭載機関やアタッチメント等を含め、その構造や仕様の一部が異なる機械であって、その相違が性能等からみて同一と認められる範囲のものは、一括して同一型式とすることができます。また、検査実施後にあつては構造変更届によって処理することもできます。なお、同一型式・別型式の判定に際しては、安全装備検査、ロボット・自動化農機検査ごとにそれぞれ参照する要領が異なりますのでご注意ください。

10) 構造変更届の取扱い

安全性検査の構造変更届出書（様式 I -9・24 頁）については、変更経緯の記録の保管と文書保管の方式変更への対応のために、10～13 頁に示す様式の資料を添付して提出していただきます[令和 7 年度中に 10～13 頁の様式を見直す予定としております]。また、「依頼機の写真の変更」及び「詳細図の変更」の表中、変更前及び変更後の欄については、参照 No. のほかに写真等を掲載し、変更の内容が安全性に影響を及ぼしていない旨を明記してください。

安全性検査の構造変更は、令和 3 年度から原則として有料となっておりますのでご注意ください。構造変更の届出は、申請書 1 葉に付き規定の審査手数料が発生します（7 頁参照）。届出申請にあたっては、原則として安全性検査合格番号別に申請書をそれぞれ 1 葉ごとに分けて申請してください。ただし、実機確認した安全性検査合格型式（代表型式）と同等の構造・装備を有する型式（省略型式）は、代表型式の申請書に省略型式名を併記して提出していただくことが可能で、同等の構造・装備を有する型式の手料は無料とします。

安全性検査合格型式に対し、安全装備検査では、安全装備確認項目に係る部分に変更がない場合（新たに区分（OEM機を含む）を追加する場合などを除く）は、構造変更届出書の提出は必要ありません。

平成 30 年度から令和 6 年度までの間に安全性検査（安全装備検査を 2018 年基準又は 2019 年基準で受検）に合格した型式に対する構造変更届出書の受付については、令和 9 年度末までとします。

《構造変更届別添資料の様式例1/3:1通を提出。用紙は日本産業規格A4。》

No. ○○－構変…………①

1. 構造変更の概要

番号	変更等の内容	安全性検査依頼書添付資料の関連参照ページ…………②
1	○○カバーの網目の変更	No. 8
2	◇◇操作マークの変更	No. 9
3	△△注意マークの変更	No. 14
4	□□警告マークの追加	なし
5	タイヤの変更	No. 3、4
6	燃料表示マークの変更	No. 11

2. 主要諸元表の変更 ……………③

項 目		変更前	変更後
大きさ	全幅(mm)	1500	1520
	質量(kg)	1850	1880
走行部	大きさ	前輪：○/○RO 後輪：○/○RO	前輪：○-○-4PR 後輪：○-○-4PR

3. 規定要求事項の変更 ……………④

確認項目…⑤	変更前の記事	変更後の記事
1. 危険源からの防護	No. 6、7、8、○□－構変	No. 6、7、○□－構変、○△－構変
2. 安全装置	No. 9、10	No. 10、○□－構変
5. 運転・操作装置	No. 11	No. ○□－構変
7. 安全標識	No. 11、12、13、14、15	No. 11、12、13、14、15、○□－構変

(備考)

- ① ○○の部分は、安全性検査実施時の添付資料の続き(前に構造変更しているときはその続き)のページ番号を付けてください。なお、資料の最終ページには番号の後ろに(完)を付加してください。
- ② 安全性検査実施時の添付資料で関連のあるページを記載してください。
- ③ 変更のある項目のみを抜き出して記載してください。変更がない場合は、『「主要諸元表」の記載事項に変更はない。』と記載してください。
- ④ 変更のある項目のみを抜き出して記載してください。2018年基準の場合は、「安全装備の確認項目の変更」として記載ください。
- ⑤ 「確認項目」の欄は、2018年基準、2019年基準、2025年基準、2027年基準のうち適用される基準に応じた安全装備確認項目に従って記載してください。

《構造変更届別添資料の様式例 2/3:1通を提出。用紙は日本産業規格A4。》

4. 依頼機の写真の変更

変更の内容によっては「4.依頼機の写真の変更」を省略することが可能ですので、都度ご相談ください。

No. ○△－構変

前 面 <u>(同様に後面、右側面、左側面についても写真を掲載)</u>
変 更 前
変更前の写真 (実機確認した安全性検査合格型式 [代表型式] は4面写真。 省略型式は4面写真又はCAD図等の掲載。)
変 更 後
変更後の写真 (代表型式は4面写真。省略型式は4面写真又はCAD図等の掲載。)

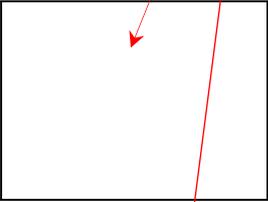
(備考) 変更前後の写真は、内容が明確にわかるように、複数頁にわたり、上下等に配置して対比してください。

《構造変更届別添資料の様式例3/3:1通を提出。用紙は日本産業規格A4。》

No. ○□ー構変（完）

5. 詳細図の変更

変更前型式の写真・内容等

変更部分の名称／内容	変 更 前	変 更 後	備 考
1. ○○カバーの網目の大きさ	8 mm	6 mm	
2. △△注意マークの変更			
3. □□警告マークの追加	なし		
4. ○○○			

(備考) 写真、図、説明文などで、変更前と変更後の内容を明瞭に説明してください。

6. 変更の経緯及び内容に対する見解

【記載例】

本型式は、これまでに○回の構造変更届を提出している。いずれの変更も令和○○年度安全性検査受検時の機械に対して軽微な変更であった。今回の届出については、○○部を○○の構造にしたことを主な変更点とするものであり、安全性検査を受検した当時の機械に対して、安全性を含めた性能に大きく影響を及ぼす変更ではないと考える。

11) その他必要な変更届出

安全性検査に関連する事項に変更があった場合は、各種届出をしていただくことが必要です。

届出が必要な事項は、前記の機械の構造変更（様式 I-9・24 頁）のほかに、法人名等（住所）の変更（様式 I-6・21 頁）、型式名の変更（様式 I-7・22 頁）、製造（販売）の中止（営業譲渡）（様式 I-8・23 頁）、製造所の変更（様式 I-10・25 頁）、及び辞退（様式 I-11・26 頁）となっております。

■先進安全装備リストについて

令和 6 年度までは、安全性検査を受検し、2018 年基準又は 2019 年基準のいずれかに合格した機械は、一律に基本ランク（★）と評価し、「安全装備検査－2019 年基準－」若しくは「2018 年基準安全装備検査確認項目と基準及び解説」に示されている装備要件を超えた安全性向上に資する機種ごとに段階評価の対象として定めた機能、性能、構成要件を一項目以上満たしたものはロボット・自動化農機検査における選択項目の試験基準に適合した機械を上位ランク（★★）と評価してきましたが、この段階評価制度を廃止いたします。

令和 7 年度からは、事故低減への有効性が期待できる機能、性能、構成要件等をメーカーから広く提供いただき、これらを先進安全装備リストとして農研機構ホームページで公表することといたしました。今後も、メーカーのお申し出により、事故低減の有効性が期待できるものについては随時、先進安全装備リストの対象とします。

先進安全装備リストの対象とする機種と機能、性能、構成要件は、以下のとおりです。

機 種	対象とする機能・性能・構成要件
農用トラクター（乗用型）	下記のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none">・制動時に片ブレーキによる誤操作を防止する構造。・後方やトラクター近傍の周囲など、運転者から見えづらい箇所が視認できる構造（例：バックモニタ、アラウンドビューモニタ）。・安全フレーム無効（折り畳み）時に注意喚起する構造。・EU トラクターマザーレギュレーション（TMR 167/2013）適合機。
農用トラクター（歩行型）	<ul style="list-style-type: none">・サイドクラッチを有するもので、ハンドルを回動した際、サイドクラッチの左右の操作部及び機能の入替えが自動又は一連の動作で行われる構造。・ハンドル等を回動させたときに、自動で最高走行速度

	を基準値以下にけん制する構造又は作業者がけん制装置を働かせない限りハンドル等を回動できない構造であって、且つハンドル等を回動させた状態ではけん制装置を解除できない構造（令和8年度まで）。
田植機（乗用型）	・運転席の離席を検知し、作用部の動力を遮断する機構（令和8年度まで）。
コンバイン（自脱型）	・手こぎ作業時における手や腕等の巻き込まれを抑制できる機構（令和8年度まで）。 ・運転席の離席を検知し、作用部の動力を遮断する機構（令和8年度まで）。

構造変更をはじめ各種の届出、依頼書の提出先は、下記になります。
 なお、押印省略願いを提出済みの場合は、書類一式を電子ファイルで提出できます。
 それ以外の場合は、封筒の表に「**〇〇〇**在中」と**朱書**して、郵送してください。

【宛先】 〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2
 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
 農業機械研究部門
 （略称：（国研）農研機構農機研）
安全検査部 検査等相談窓口の担当者（41頁） あて
E-mail: iam_kensa@ml.affrc.go.jp

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 1 》

農業機械安全性検査依頼書

依頼日を記入してください。 → 年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記の農業機械の安全性検査を依頼いたします。

記

安全装備検査(2025年基準)、安全装備検査(2027年基準)、安全キャブ・フレーム検査及びロボット・自動化農機検査のうち、該当するものを明記してください。

1 安全性検査の種類

1~2頁に掲載の機種名を明記してください。

2 農業機械の種類

銘板に記載の型式名と同一にしてください。
同一機種で複数の型式依頼の場合は、まとめて記載できます。

3 農業機械の型式名

通常製造された市販機及び市販化前製造機のうち、該当するものを明記してください。なお、市販化前製造機は、市販機と同等の構造・装備を有すること。

4 受検機の市販機/市販化前製造機の別

市販機で受検の場合、検査の依頼日より前、市販化前製造機で受検の場合、検査の依頼日より後であることが原則です。

5 当該型式の製造所の名称及び所在地

6 当該型式の製造(販売)開始年月日

市販機で受検する場合は7の記載不要。市販化前製造機で受検する場合、合格後に農研機構ホームページへの公開が可能な時期をその理由と併せて記載すること。

7 当該型式の安全性検査合格後の農研機構ホームページ公開時期

8 当該型式の主要諸元、構造調査表(銘板写真の添付を含む)
(別添)

構造調査表では最終頁等に、依頼書添付資料では4面写真のあと等に銘板の写真を含めてください。

9 検査実施希望場所及び時期

安全装備検査の場合は、構造調査表に代わり、安全性検査依頼書添付資料を電子メールまたは郵送してください。

依頼者の指定場所で行う場合は、名称と住所を記載してください。農機研で実施する場合は住所の記載は不要です。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 2》

連絡窓口表

農業機械の種類： _____①

社 名： _____

1) 責任者連絡窓口

住 所： _____ (〒： -)

電話番号： _____ () 内線 FAX ()

メールアドレス： _____ @

所属部課名： _____ 責任者名： _____

2) 実務担当者連絡窓口②

住 所： _____ (〒： -)

電話番号： _____ () 内線 FAX ()

メールアドレス： _____ @

所属部課名： _____ 実務担当者名： _____

3) 契約書送付先

住 所： _____ (〒： -)

電話番号： _____ () 内線 FAX ()

メールアドレス： _____ @

所属部課名： _____ 担当者名： _____

4) その他③

① 農業機械の種類別に作成してください。

② 「実務担当者」とは、農機研から提出書類や供試機の構造に関する問い合わせ等をさせていただく方で、安全性検査の当日にも立会う方です。なお、OEM等により、依頼者と異なる製造業者の立会いとなる場合には、社名の欄を追加して実際の担当者を記載してください。

③ 性能等の確認が必要な機種で確認試験の省略を希望する場合(4~5 頁)、「代表型式」や「OEM」による実機確認の省略を希望する場合(同)には、この欄に次の例のように記載します。

※ 「性能等確認試験の省略」を希望する場合

基になる型式：農機 A 1 0 0

性能等確認試験省略希望型式：農機 A 2 0 0

※ 「代表型式検査による実機確認の省略」を希望する場合

代表型式：農機 B 1 0 0

実機確認省略希望型式：農機 B 2 0 0

※ 「OEMによる実機確認の省略」を希望する場合

親機型式：農機 C 1 0 0 (安全性検査合格番号)

実機確認省略希望型式：日本 C 1 0 0

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 3》

安全性検査依頼書と同じ日付を記入してください。

安全性検査試験省略確認依頼書

年 月 日

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

平成 29 (2017) 年度以前の農用トラクター (乗用型) 用安全キャブ及び安全フレーム型式検査に該当する場合は、その旨を下記の様に記載してください。
例) ○○年度型式検査合格機 (合格番号:****)

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

今般、安全性検査の受検を予定している下記型式は、

一から七のうちで不必要な項目を抹消してください。

- 一 安全性検査を受けたもの (同時受検するものも含む。) と同等の構造・装備を有する農業機械
- 二 農用トラクター OECD 標準テストコードに基づくテストを受けたもの
- 三 ASABE 安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けたもの
- 四 EC 指令安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けたもの
- 五 農業機械一般性能試験実施規程 (30 規程第 168 号) に定める農業機械一般性能試験を受けた農業機械
- 六 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づき試験成績書を作成し、提出している農業機械
- 七 農業機械関連業務技術指導実施規程 (15 規程第 72 号) 第 2 条に規定する技術指導を受けた農業機械

であるので、試験省略の可否について確認を依頼いたします。

試験省略を希望する機械の型式名を列举してください。

記

- 1 安全性検査の種類
- 2 農業機械の種類
- 3 農業機械の型式名
- 4 試験省略を希望する試験項目

試験省略に必要な次の書類を電子メールまたは郵送で提出ください。

※確認試験の省略の場合は、基になる型式と省略希望型式の確認試験に係わる構造の対照表 (必要に応じて図面も添付) が必要です。

※代表型式による省略の場合は、代表型式と省略対象型式との相違点についての対照表 (19 頁、必要に応じて写真や図を添付) が必要です。

※OEMによる省略の場合は、①親機とOEM機の関係であることを証明する書類、②親機とOEM機の相違点についての対照表 (写真や図を含む) が必要です。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式I-4》

代表型式と試験省略確認依頼型式との相違点

1. 主要諸元表（記載例）

部位等		代表型式	試験省略確認依頼型式
		農機 AB120	農機 AB100
大きさ	全幅 (mm)	1185	1150
	質量 (kg)	1110	1090
機 関	機関型式	農機 D51	農機 D50
	総排気量 (L)	1.498	1.393
	定格出力/回転速度 (kW(PS)/rpm)	17.7(24)/2600	16.2(22)/2600
走行部	タイヤサイズ	前輪 7-14 後輪 9.5-24	前輪 6-14 後輪 8.3-24

2. 主要諸元表以外（記載例）

部位等	代表型式	試験省略確認依頼型式
	農機 AB120	農機 AB100
タイヤとフェンダの間隔 (mm)	65	80
安全キャブ	農機 SQ120	農機 SQ100

《様式 I - 5》



2025 年基準に合格した安全性検査証票



2027 年基準に合格した安全性検査証票

注1) 大きさについては、縦 0.84 : 横 1 の比率で、かつ、横幅 50~100mm の範囲内であれば、サイズは任意とする。

注2) 色の指定については、下記のとおりとする。

青 : DIC-435

緑 : DIC-2559

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》
《様式I-6》

法人名等（住所）変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

印

法人名等（住所）を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更前の法人名等
- 2 変更後の法人名等
- 3 変更前の住所
- 4 変更後の住所
- 5 法人名等変更に伴う型式名の変更（農業機械の種類ごとに旧型式名と安全性検査合格番号及び新型式名を記載又は別添）の有無
- 6 その他

(備考)

- ・ 法人名変更の場合は、3、4に該当する事項は記載不要です。
- ・ 法人名変更の場合は、登記簿謄本の写1部を添付してください。
- ・ 住所変更の場合は、1、2に該当する事項は記載不要です。
- ・ 法人名変更に伴う型式名の変更の有無を5に記入してください。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》
《様式I-7》

型式名変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

年月日付けをもって安全性検査の合格通知を受けた当該型式の農業機械に関し、その型式名を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 変更前の型式名及び安全性検査合格番号
- 3 変更後の型式名
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式I-8》

製造（販売）中止（営業譲渡）届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年月日付けをもって安全性検査の合格通知を受けた当該型式の農業機械に関し、このたび、その製造（販売）を中止（営業を譲渡）したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名及び安全性検査合格番号
- 3 製造（販売）中止の年月日及びその理由
- 4 営業譲渡の年月日及びその理由
- 5 被譲渡者の住所及び氏名（又は名称）
- 6 営業譲渡に伴う型式名の変更（農業機械の種類ごとに旧型式名と安全性検査合格番号及び新型式名を記載又は別添）

（備考）

- ・ 製造（販売）中止の場合は、4、5、6に該当する事項は記載不要です。なお、製造を中止したときは、3の「販売」を抹消し、販売を中止したときは「製造」を抹消してください。
- ・ 営業譲渡の場合は、3に該当する事項は記載不要です。型式名の変更を伴う場合は6を記入してください。なお、譲渡を証する書類を添付してください。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》
《様式I-9》

届出申請に当たっては、原則として安全性検査合格番号別に申請書をそれぞれ1葉ごとに分けて申請してください。

構造変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

印

年月日付けをもって安全性検査の合格通知を受けた当該型式の農業機械の構造を変更したので、下記のとおり届け出ます。

- 記
- 1 農業機械の種類
 - 2 変更前の型式名及び安全性検査合格番号
 - 3 変更の内容
 - 4 変更年月日
 - 5 変更理由

・安全性検査を受けた代表型式と同等の構造・装備を有する型式(省略型式など)は、代表型式とまとめて1葉で提出していただくことが可能です。
・農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム検査合格型式及びロボット・自動化農機検査合格型式については、合格番号がないため合格型式名のみを記載してください。

変更の内容が分かるよう簡潔に記述してください。

変更を必要とする(した)、その目的・根拠を簡潔に記述してください。
例)「〇〇〇について、〇〇〇する(である)ため(または〇〇〇により 等)、軽微な変更により届け出るものである。」
「マイナーチェンジのため」等の変更の結果のみを記載するものではありませんのでご留意願います。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 10》

製造所変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

製造所を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名及び安全性検査合格番号
- 3 変更前の製造所
- 4 変更後の製造所
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 11》

辞退届

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記の農業機械について安全性検査を依頼しましたが、辞退しますので届け出ます。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名
- 3 辞退理由

理由が明確にわかるように記述してください。
例) 設計変更が生じたため、既販機対策ができないため 等

Ⅱ 一般性能試験について

一般性能試験は、主として製造業者や輸入業者向けに、安全キャブ・フレーム検査への成績転用のほか、農業機械の評価や公的証明などを提供することを目的としたものです。

試験の内容及び試験方法は単一なものから総合的なものまで、依頼者の要望により任意に定めます。外国規格等による試験や、英文成績の発行も可能です。

試験の対象は、農業機械・施設及びこれらの部品、関連資材、関連測定機器などで、試作品、市販品の別は問いません。試験結果については、社内用として結果を公表しないものと、証明その他の目的のため公表するものとを依頼者が自由に選択できます。（公表とは、農研機構名で国、県の行政部局、公的試験機関等に成績を送付することをいいます。）

農研機構農機研では、依頼者の要望に応じ、様々な試験に対応できる体制を整えていますが、試験の内容や時期等によっては、実施が困難な場合がありますので、事前に検査等相談窓口の担当者（41 頁）までご連絡ください。

また、一般性能試験により令和6年度までの安全装備検査基準（「2018年基準安全装備検査確認項目と基準及び解説」又は「安全装備検査－2019年基準－」）に適合していると確認された型式（依頼者がJA共済へ基準の適合に関する情報提供を認めた型式に限ります）については、安全性検査合格型式と同様、JA自動車共済の農業用安全自動車割引が適用され、共済掛金が9%割引されることになりました（割引の適用には所定の条件があります）。詳細は、JA共済ホームページをご覧ください（<https://www.ja-kyosai.or.jp/okangae/car/kurumeister/premiumdiscount.html>）。なお、JA自動車共済の農業用安全自動車割引に関するお問い合わせにつきましては、JA共済のお問合せ窓口「JA共済・農業用安全自動車割引総合窓口」（E-mail：48nouki_waribiki@ja-kyosai.or.jp）までお願いいたします。

1) 申込み受付時期について

下記の期間で、常時、受け付けます。

令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）まで

2) 申込み手続きについて

(1) 依頼書

様式Ⅱ-1（29頁）に従って作成のうえ、1通提出してください。依頼書の押印の省略については、2頁のⅠ 3) (1) を参照ください。

(2) 依頼書に添付する書類

仕様書、取扱説明書、カタログ等を添付してください。

(3) 申込み書類の提出先

前記(1)、(2)の書類を試験実施日の3週間前までに以下の宛先に提出してください。

【宛先】〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門
(略称：(国研) 農研機構農機研)
安全検査部 検査等相談窓口の担当者 (41頁) あて
E-mail： iam_kensa@ml.affrc.go.jp

押印省略願いを提出済みの場合は、依頼書等書類一式を電子ファイルで提出できます。それ以外の場合は、封筒の表に「**一般性能試験依頼書在中**」と**朱書**して依頼書を郵送してください（なお、その場合も依頼書以外の書類は電子ファイルで提出できます）。

(4) 申込みの受理と受託契約

依頼書を受理した後、依頼者に受理通知をするとともに受託契約を締結します。

(5) 一般性能試験に要する経費の納入

受託契約後に、一般性能試験手数料を指定期日までに銀行振込により納入してください。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店
普通預金口座 1333000
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を**安全検査部 検査等相談窓口の担当者 (41頁) あて (iam_kensa@ml.affrc.go.jp)**にメール又は郵送してください。

一般性能試験の経費は、その都度算出して連絡します。

3) 試験省略の希望がある場合の手続きについて

試験省略を希望する場合には、以下の手続きに従ってください。

(1) 試験省略確認依頼書

申込に先立って、様式Ⅱ-2 (30頁) の試験省略確認依頼書を1通と必要な書類（安全キャブ・フレームにあつては、構造調査表、取扱説明書、カタログ、写真等を、また、その他にあつては仕様書、取扱説明書及び図面等）を提出していただきます。

(2) 試験省略通知書

試験省略確認依頼書に基づいて確認を行い、試験省略可能と判断された場合は依頼者あてに試験省略通知書を送付します。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅱ－1》

農業機械一般性能試験依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記の農業機械一般性能試験を依頼いたします。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名
- 3 当該型式の製造所の名称及び所在地
- 4 当該型式の製造（販売）開始（予定）年月日
- 5 希望する試験の内容とその目的
- 6 実施希望場所及び期日

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅱ－2》

一般性能試験 試験省略確認依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

今般、農業機械一般性能試験の受験を予定している下記型式は、

- 一 一般性能試験を受けたもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有する農業機械
- 二 農業機械安全性検査実施規程（30規程第167号）に定める農業機械の安全性検査を受けたものと同等の構造・装備を有する農業機械
- 三 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づき試験成績書を作成し、提出している農業機械
- 四 農業機械関連業務技術指導実施規程（15規程第72号）第2条に規定する技術指導を受けた農業機械

であるので、試験省略の可否について確認を依頼いたします。

一から四のうちで不必要な項目を抹消してください。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名
- 3 試験省略を希望する試験項目とその理由

平成 29(2017)年度以前の農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム型式検査に該当する場合は、その旨を下記のように記載してください。
例) ○○年度型式検査合格機(合格番号:*****)

III OECDテストについて

農用トラクターOECD標準テストコードに規定されている農用トラクター又は農用トラクター用安全キャブ及び安全フレームであって、市販のために通常製造されたものを対象とします。また、安全キャブ・フレーム検査からの成績転用が可能です。

1) OECDテストの種類について

OECDテストコードには次の種類のものがあります。

OECDテストコード	試験項目	対象範囲 ^{注)}
2 トラクター性能	主PTO性能 揚力及び油圧 出力性能 けん引性能	車輪式及び走行部がゴム製の装軌式トラクターで機関出力184kW{250PS}未満のもの
4 安全キャブ・安全フレーム (強度試験)	静的試験	車輪式トラクター用で、原則として、装着可能トラクターのバラストなし質量が600kg以上、最小後輪輪距が1150mmを超えるもの、かつ質量比*が1.75以下のもの
5 騒音試験	運転者耳もと 騒音	車輪式及び走行部がゴム製の装軌式トラクターで機関出力184kW{250PS}未満のもの
6 安全キャブ・安全フレーム (強度試験)	静的試験	車輪式トラクター用で、装着可能トラクターの最低地上高が600mm以下、バラストなし質量が400kg以上3500kg未満、最小輪距が1150mm以下で前部装着型のもの、かつ質量比*が1.75以下のもの
7 安全キャブ・安全フレーム (強度試験)	静的試験	車輪式トラクター用で、装着可能トラクターの最低地上高が600mm以下、バラストなし質量が400kg以上、最小輪距が1150mm以下で後部装着型のもの、かつ質量比*が1.75以下のもの
8 安全キャブ・安全フレーム (強度試験)	静的試験	走行部がゴム製の装軌式トラクター用で、装着可能トラクターの最低地上高が600mm以下、バラストなし質量が600kg以上のもの

注) 「対象範囲」内であっても、大型のものでは試験装置の能力やサイズの制限によって試験実施不可となることもありますので、事前に検査等の相談窓口の担当者(41頁)までお問い合わせください。また、上表の質量比*は、基準質量に対する最大許容質量(メーカーが技術的に許容できるトラクターの最大質量)の比のことを言います。

なお、試験装置等の理由により当面の間、コード2及びコード5については受付いたしません。

2) OECDテストの実施計画について

OECD テストコード	受付期間	実施時期	実施場所
コード4	令和7年4月1日(火)から 令和8年3月13日(金)まで	随 時	農機研
コード6			
コード7			
コード8			

3) OECDテストの申込み手続きについて

申込み手続きは次のとおりです。

(1) 依頼書

様式Ⅲ-1(34頁)に従って作成の上、1通提出してください。依頼書の押印の省略については、2頁のI 3)(1)を参照ください。

(2) 依頼書に添付する書類

仕様書、取扱説明書及び図面については、**検査等相談窓口の担当者(41頁)**までお問い合わせください。

(3) 申込書類の提出先

上記(1)、(2)の書類をテスト実施日の3週間前までに以下の宛先に提出してください。

【宛先】 〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門

(略称：(国研) 農研機構農機研)

安全検査部 検査等相談窓口の担当者(41頁) まで

E-mail : iam_kensa@ml.affrc.go.jp

押印省略願いを提出済みの場合は、依頼書等書類一式を電子ファイルで提出できます。それ以外の場合は、封筒の表に「**OECDテスト依頼書在中**」と**朱書**して依頼書を郵送してください(なお、その場合も依頼書以外の書類は電子ファイルで提出できます)。

(4) 申込の受理とOECDテスト受託契約

農機研は、OECDテスト依頼書を受理した後、依頼者に受理通知をするとともにテスト受託契約を締結します。

(5) OECDテストに要する経費の納入

OECDテスト受託契約の締結後、OECDテスト手数料を指定期日までに銀行振込により納入してください。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店

普通預金口座 1333000

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を**安全検査部 検査等相談窓口の担当者（41 頁）**あて（iam_kensa@ml.affrc.go.jp）にメール又は郵送してください。

(6) 手数料

令和7年度の手数料（消費税を含む）は、以下のとおりです。

コード4、6、7及び8 1,010,900 円

4) OECDテスト試験省略確認依頼について

依頼者は、OECDテストを依頼しようとする農業機械が次の一～四に掲げるものであって、農機研が認める場合には、OECDテストのために行う試験の一部を省略する措置を受けることができます。

- 一 OECDテストを受けたもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有するトラクター等
- 二 農業機械安全性検査実施規程（30規程第167号）に定める農業機械の安全性検査又は農業機械一般性能試験実施規程（30規程第168号）に定める農業機械の一般性能試験を受けたものと同等の構造・装備を有するトラクター等
- 三 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づき試験成績書を作成し、提出しているトラクター等
- 四 農業機械関連業務技術指導実施規程（15規程第72号）第2条に規定する技術指導を受けたトラクター等

試験省略措置を希望する依頼者は、検査依頼を行う際に、OECDテスト試験省略確認依頼書（様式Ⅲ-2・35頁）を1通提出してください。

5) OECD承認機の構造等の変更と再テストについて

OECDの承認を得た機械の構造、寸法、装備、材料、製造方法の変更を行う場合には、速やかにその内容を明らかにした資料を添えて様式Ⅲ-3（36頁）のOECDテスト構造変更届出書を1通提出してください。

農機研は、提出された構造変更届出書の内容を検討し、再テストの要否等を依頼者に連絡します。

再テストが必要な場合には、3)の申込手続きに従って、OECDテスト依頼の手続きをしていただくことになります。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅲ－1》

OECDテスト依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

印

農用トラクターOECD標準テストコードによる下記の農用トラクター用安全キャブ又は農用トラクター用安全フレームのテストを依頼します。

農用トラクター用安全キャブまたは農用トラクター用安全フレームのいずれかを抹消してください。

記

- 1 型式名
- 2 当該型式の製造所の名称及び所在地
- 3 当該型式の生産台数
- 4 当該型式の輸出実績（予定）
台数 台（ 年 月～ 年 月）
- 5 当該型式の装着可能トラクターの型式名
- 6 OECDテストコードの種類
- 7 その他

テストコードの種類（コード4、コード6、コード7、コード8）を記載してください。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅲ－2》

OECDテスト試験省略確認依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名



今般、OECDテストの受験を予定している下記型式は、

- 一 OECDテストを受けたもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有するトラクター等
- 二 農業機械安全性検査実施規程（30規程第167号）に定める農業機械の安全性検査又は農業機械一般性能試験実施規程（30規程第168号）に定める農業機械の一般性能試験を受けたものと同様の構造・装備を有するトラクター等
- 三 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づき試験成績書を作成し、提出しているトラクター等
- 四 農業機械関連業務技術指導実施規程（15規程第72号）第2条に規定する技術指導を受けたトラクター等

であるので、試験省略の可否について確認を依頼いたします。

一から四のうちで不必要な項目を抹消してください。

記

- 1 型式名
- 2 試験省略を希望する試験項目とその理由

平成 29(2017)年度以前の農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム型式検査に該当する場合は、その旨を下記の様に記載してください。

例) ○○年度型式検査合格機(合格番号:*****)

試験省略に必要な書類を添付してください。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅲ－3》

OECDテスト構造変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度にOECDテストの承認を受けた下記型式について、下記のとおり構造を変更したので届け出ます。

記

1 トラクター等の種類

農用トラクター用安全キャブ又は農用トラクター用安全フレームのいずれかを記入してください。

2 変更前の型式名及びOECDテスト承認番号

3 変更の内容

変更前・後の相違が明確にわかるように写真、図面等を用いて対比して記述してください。

4 変更年月日

5 変更理由

IV 農耕作業用自動車等機能確認について

農耕作業用自動車等機能確認（以下、「機能確認」という。）は、道路運送車両法の小型特殊自動車に分類される農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）等について、農耕作業の用に供する機能を有することを証明するため、申請者から実施の申請を受けるとともに農林水産省からの依頼を受けて実施するものです。

1) 機能確認の対象機種（車体の形状）

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の別表第 1 の小型特殊自動車の項の第 2 号に該当する農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車及び田植機並びに国土交通大臣が特殊自動車として指定（平成 13 年運輸省告示第 1664 号）した林内作業車（以下「農耕作業用自動車等」という。）について実施します。

2) 機能確認の確認項目

農耕作業用自動車等機能確認要領（農林水産省通達）に基づく項目について実施します。

3) 機能確認の実施計画

対象機種	実施時期	実施場所
農耕トラクタ	常時	農機研又は申請者の事業所等
農業用薬剤散布車		
刈取脱穀作業車		
田植機		

4) 申請手続き

申請の手続きは、次のとおりです。

(1) 農耕作業用自動車等機能確認実施依頼書

実施依頼書は、様式IV-1（40 頁）に従って作成の上、1 通提出してください。依頼書の押印の省略については、2 頁の I 3) (1) を参照ください。なお、試験の時期と試験実施場所につきましては、あらかじめ検査等相談窓口の担当者（41 頁）までお問い合わせください。

(2) 添付書類

上記の実施依頼書に、農林水産省に提出した「農耕作業用自動車等機能確認願」の写しを添えてください。

(3) 申請書類の提出先

機能確認の実施を申請される方は、上記(1)及び(2)の書類を一括し、機能確認実施日の3週間前までに以下の宛先に提出してください。

【宛先】〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門
(略称：(国研) 農研機構農機研)
安全検査部 検査等相談窓口の担当者 (41頁) あて
E-mail : iam_kensa@ml.affrc.go.jp

押印省略願いを提出済みの場合は、依頼書等書類一式を電子ファイルで提出できます。それ以外の場合は、封筒の表に「**機能確認依頼書在中**」と**朱書**して依頼書を郵送してください(なお、その場合も依頼書以外の書類は電子ファイルで提出できません)。

(4) 申請の受理

実施依頼書及び添付書類を受理し、さらに農林水産省農産局より実施及び報告の依頼のあった後、申請者に「**農耕作業用自動車等機能確認実施通知書**」と所要の経費に対する「**請求書**」を送付します。

(5) 機能確認に要する手数料

令和7年度の手数料(消費税を含む)は、以下のとおりです。

●農機研内実施

第1 類別機	168,300 円
第2 類別機以降	115,500 円

●農機研外実施

第1 類別機	151,800 円
第2 類別機以降	115,500 円

●農機研外実施立会検査

第1 類別機	47,300 円
第2 類別機以降	38,500 円

この他、出張検査の場合は、上記のほかに出張に係る経費として農研機構の旅費規程に基づいて計算した額を加算します。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店

普通預金口座 1333000

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ(振込月

日、振込先、内訳等)を**安全検査部 検査等相談窓口の担当者(41 頁) まで (iam_kensa@ml.affrc.go.jp)**にメール又は郵送してください。

(6) 安全性検査等と併願する場合の手続き

安全性検査又は一般性能試験と同時実施を申請する場合は、実施依頼書(様式IV-1・40 頁)の該当項目にその旨を記入してください。安全性検査又は一般性能試験の手数料と重複する項目について手数料を減額します。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式IV-1》

農耕作業用自動車等機能確認実施依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門 所長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

農林水産省へ農耕作業用自動車等機能確認の申請を行っている下記について機能確認の実施を依頼いたします。

記

- 1 車体の形状
- 2 車名及び型式
- 3 希望する実施の場所及び時期
- 4 安全性検査又は一般性能試験との併願の有無

5 検査の種類

立会検査(依頼者側が行う試験・測定に立ち会い適合確認を行う検査)の場合、「立会検査」と明記してください。

V 検査等の相談窓口

安全性検査、一般性能試験、OECDテスト、農耕作業用自動車等機能確認をご依頼される際、これらの検査等に関するご相談がございましたら、下記へお問合せください。

		担当者	電話
総合		安全検査部長 清水一史	048 (654) 7044
		安全推進管理役 塚本茂善	048 (654) 7127
安全装備 検査	農用トラクター(乗用型)、 農用トラクター(歩行型)、 田植機(乗用型)	安全評価グループ長補佐 紺屋秀之	048 (654) 7106
	コンバイン(自脱型)、 乾燥機(穀物用循環型)	安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102
安全キャブ・フレーム検査		安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102
ロボット・自動化農機検査		安全評価グループ長補佐 紺屋秀之	048 (654) 7106
一般性能 試験	安全キャブ・フレーム	安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102
	上記以外のすべて	安全評価グループ 原田泰弘	080 (3936) 6122
OECD テスト	トラクター	安全評価グループ長補佐 紺屋秀之	048 (654) 7106
	安全キャブ・フレーム	安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102
農耕作業 用自動車 等機能確 認	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 田植機	安全評価グループ長補佐 紺屋秀之	048 (654) 7106
	刈取脱穀作業車	安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102

メールアドレス：iam_kensa@ml.affrc.go.jp

※メールシステム更新により、メールアドレスを変更いたしました。これまでのメールアドレス(naro_kensa@naro.affrc.go.jp)も令和7年9月末まで使用できます。

安全検査部 FAX：048 (654) 7135

農業機械研究部門ホームページ：<http://www.naro.affrc.go.jp/iam/index.html>